

内資企業設立プロセス

内資企業設立プロセス

①企業名称の審査確認(工商局)

②企業組織コード審査(技術監督局)

③工商営業許可(工商局)

④社印の作成(公安局)

⑤企業法定代理者のコード(技術監督局)

⑥口座の設立(銀行)

⑦税務登録(国税局、地税局)

① 企業名称の審査確認(工商局)

1. 企業名称事前審査確認通知書(原紙、コピー)
2. 投資者あるいは株主の身分証明書

②企業組織コード審査(技術監督局)

01. 企業名称事前審査確認通知書(原紙、コピー)
02. 審査確認書(原紙、コピー)
03. 法定代表者(責任者)身分証明書(原紙、コピー)
04. 手続き担当者身分証明書(原紙、コピー)

③ 工商営業許可（工商局）

01. 《会社設立登記申請書》(会社法定代表者サイン)
02. 会社章程;(株主全員サイン)(原紙、コピー)
03. 株主の主体としての資格の証明書;(原紙、コピー)
04. 法に基づき、設立された出資検査機構の発行する出資検査証明書。(原紙、コピー)
05. 株主の初回出資が金銭以外の財産による場合、会社設立登記時に、その財産権の移転手続きを済ませたことに関する証明書を提出する。(原紙、コピー)
06. 法定代表者就任書及び身分証明書。(原紙、コピー)
07. 理事の委任書及び身分証明書
(原紙, 押印、法人代表サイン);
08. 監事委任書及び監事会成員身分証明書
(原紙, 押印、法人代表サイン);
09. 総経理の委任書及び身分証明書
(原紙, 押印、法人代表サイン);
10. 会社の住所証明(賃貸契約あるいは部屋賃貸登録表);
11. 《企業名称事前審査申請書》及
《企業名称事前審査確認通知書》;
12. 審査確認書(原紙、コピー)
13. 法律文書送達授權委託書(原紙、コピー)
14. 創立会議の決議(押印、参加者サイン、原紙、コピー)

④社印の作成(公安局)

1. 営業許可副本及び原本、コピー
2. 企業開業確認通知書原紙、コピー
3. 契約専用印鑑を作る場合、契約紹介書必要
(市工商局契約課)
4. 企業名称の書類

⑤企業法定代理者のコード(技術監督局)

01・企業社印

02. 営業許可副本及びコピー

03. 批准証原本、コピー

04. コード

05. 法定代表者の身分証明書原本、コピー

06・申請表

⑥口座の設立(銀行)

01. 設立確認通知書(原紙、コピー4部, 押印)
02. 営業許可副本(原紙、コピー4部, 押印)
03. 組織機構コード(原紙、コピー4部, 押印)
04. 税務登録証(原紙、コピー4部, 押印)
05. 手続き担当者身分証明書(原紙、コピー4部, 押印)
06. 法定代理人身分証明書(原紙、コピー4部, 押印)
07. 法定代理人授權書(銀行提供)(原紙、コピー4部, 押印)
08. 印鑑カード(原紙、コピー4部, 押印)
09. 財務大、小印鑑

⑦税務登録（国税局、地税局）

01. 営業許可（原本、コピー）
02. 組織機構コード（原本、コピー）
03. 批准証（原本、コピー）
04. 章程（原本、コピー）
05. FS報告書（原本、コピー）
06. 設立確認書（原本、コピー）
07. 理事会リスト（理事全員サイン、押印、原紙、コピー）
08. 法定代表者身分証明書（原本、コピー）
09. 会社の住所証明
（賃貸契約あるいは部屋賃貸登録表）
（原本、コピー）
10. 外資招来部門の設立確認書（原本、コピー）
11. 国税税務登録表
12. 社印、法人印、財務印

注意点

- ・出資検査証明書について
銀行から発行する財力証明書である。
- ・各部門必要な書類により、作成する。
複数の部門に同じ書類の原紙を提出する可能性があるため。(ひとつ書類はいくつかの原紙を作成することが必要)
- ・上記の書類は各政府部門のサイトに掲載されている、現時点で必要な書類です。中国の政策は頻繁に改正されるため、実際に手続きする際に、変更となっている可能性もある。